

《健康支援課》

1 医事・薬事について

(1) 献血事業

【根拠法令：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律】

少子高齢化による献血人口の減少、より安全な血液を確保するための採血基準の強化により献血できる人が少なくなっており、血液の確保は年々困難になっている。

このような状況を踏まえ、必要な血液量を確保するために「愛の血液助け合い運動月間」(7月)を中心に、年間を通じて以下の事業を行う。

(ア) 協力事業所の新規開拓(各市町、献血推進員と連携し実施)

(イ) 若年層への献血普及(高校生ボランティアによる街頭献血キャンペーン、いろいろ学ぼう支援講座等)

平成17年度から毎月最終日曜日に実施している倉吉未来中心での街頭献血が順調に推移している。今年度も引き続き実施し、定着に向けて、より一層の広報等の取組みを行う。

(2) 医事事業

【根拠法令：医療法】

(ア) 病院・診療所立入検査

医療機関が患者や家族に対して良質で安全な医療を行うことができるよう、適正数の人員の配置、構造や設備等の医療法上の基準の充足などを中心に立入検査を実施し、必要があれば指導を行う。

また、住民からの相談・苦情等があれば、必要に応じて立入検査を実施する。

(立入検査目標数)

対 象：病院・全診療所

目標数：有床診療所は総数の1/3(うち療養病床を有する診療所1/2)

一般診療所、歯科診療所は1/5

(イ) 各種免許事務

個人情報保護に留意しながら、医療関係業務従事者に関する各種免許事務を迅速に行う。

(ウ) 医療機能情報公表制度

平成19年4月の医療法改正により、医療機能を県に報告することが各医療機関に義務づけられた。報告を受けた県は、その機能情報を一般に公表する。

(3) 薬事事業

【根拠法令：薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法】

(ア) 医薬品販売

平成21年6月から改正薬事法が施行される。この制度を周知し、消費者に対して有資格者が適切に対応しているか、その体制ができていかなど調査を行い、必要があれば指導を行う。

(イ) 薬局機能情報公表制度

平成18年6月の薬事法改正により、薬局機能情報をインターネット上で公表している。情報が適正に更新されるよう管理を行う。

(4) 覚せい剤等乱用防止推進事業

【根拠法令：覚せい剤取締法】

薬物乱用防止のため、鳥取県薬物乱用防止指導員中部地区協議会の活動(各団体の啓発活動など)を一層充実させる。

また、高校生ボランティア等の協力を得て若者への啓発に力を入れる。

(5) 医療安全相談事業

【根拠法令：医療法】

医療の安全と信頼の確保のため、患者や家族等からの苦情・相談について関係機関と連携を図りながら、公正・適切・迅速に対応する。

また、医療機関に設置された相談窓口担当者の資質向上のため、外部講師等による研修会を開催する。

(6) 災害時医療救護事業

平成19年度に、「災害時の医療救護マニュアル（中部版）」を策定した。今後は訓練等によりマニュアルを検証していき、災害時の医療救護活動の充実を図る。

(7) 第5次鳥取県保健医療計画（新保健医療計画）の推進

【根拠法令：医療法】

平成20年4月に策定された新保健医療計画には、適切な医療サービスが切れ目なく提供されるよう、4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）6事業（小児医療・周産期医療・救急医療・災害医療・へき地医療・在宅医療）ごとの医療連携体制等が明記されている。

適切な医療提供体制を確保するため、中部保健医療圏地域保健医療協議会、地域住民を対象とした医療を語る会等において、現在ある課題に向けた取組み・対策等について協議し、新保健医療計画を推進していく。

(8) 医療機関へのかかり方啓発事業

医師不足や夜間休日に救急医療機関を利用する軽症患者の増加等により、医師が過重労働になっている。医師の働きやすい地域をつくり、地域の医療を守っていくため、行政、医療関係者、地域住民一人ひとりが地域医療の問題を自分たちの問題として考え、医療現場の実態を理解することが大切である。

地域の医療を守るため、地域医療の現状や医療機関の適切なかかり方などについて下記の事業を通して啓発を行う。

(ア) 地域医療を考える県民会議（フォーラム）の開催

(イ) 医師による出前講座

2 感染症・疾病対策について

(1) 感染症対策推進事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法】

感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。

《注目すべき感染症》

新型インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、感染性胃腸炎、麻しん（はしか）等

ア 感染症の予防及び二次感染防止について

平成17年度に作成した「社会福祉施設等のための感染症予防の手引き」の活用を推進し、各社会福祉施設等の感染症対策（集団発生の予防と拡大防止など）の充実を図る。

また、社会福祉施設の管理者等を対象とした研修会を実施する。

その他、小学校、保育園等の保健職員を対象としたインフルエンザの予防啓発研修会を実施する。

イ 感染症発生時の対応について

対応訓練（患者移送訓練含む）の実施と他機関との連携に努め、的確な対応ができる体制を整える。

ウ 感染症発生動向調査について

感染症の発生動向を調査し結果を広報して、流行している感染症について注意を喚起する。

〈平成21年度重点事項〉

○新型インフルエンザ発生に対応できる体制づくり

- ・ 本県作成の「鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画」「鳥取県新型インフルエンザ対応マニュアル-海外・国内発生期以降-」及び国が2月17日に改訂した「新型インフルエンザ対応行動計画」、「新型インフルエンザ対応マニュアル」に基づき、当局職員の対応体制及び総合事務所内の関係各課との連携体制を整備する。
- ・ 整備された初期対応備品（感染防護具、患者移送車）等を用いた職員の研修・訓練を実施する。
- ・ 市町、医療機関、医師会、消防等と連携・協力して対応可能な体制を整備する。

（2）エイズ・性感染症予防対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

性感染症（HIVを含む）に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染防止を図るとともに早期発見を行い、患者、感染者に適切な医療を提供する。

《検査日程》

種類	検査日および時間		備考
平日検査	定例	毎月第1水曜日 受付：午後1時30分から3時まで 5月については第2水曜日	予約不要
	臨時	6月17日(水)、12月16日(水) 受付：午後1時30分から3時まで	
休日検査	6月14日(日)、12月13日(日) 受付：午後1時から3時30分まで		予約必要
夜間検査	6月3日(水)、12月2日(水) 受付：午後5時15分から7時30分まで		予約必要

（3）ハンセン病支援事業

【根拠法令：ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律】

ハンセン病に対する偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う。

- ア 療養所訪問事業の実施（県民交流事業）
- イ パネル展などの普及啓発事業

（4）結核予防対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

結核についての正しい知識の普及啓発を図り、結核の発病予防、早期発見を図る。

結核の新規登録患者数、罹患率は中・長期的には減少傾向にあるが、患者数の中で高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、高齢者に重点をおいた予防対策を行うとともに、結核患者の服薬支援を適切かつ確実に行い、患者の治療後の検診・接触者検診を含め患者管理を徹底する。

- ア 高齢者に対する結核予防総合事業
高齢者施設職員に対し「結核の早期発見・療養（服薬支援）」をテーマに研修会（服薬支援の研修会と合同で1回）を開く。
- イ 結核医療従事者研修会
高齢結核患者や糖尿病合併患者が多発している状況であり、「結核患者の早期見・早期治療」を目的とした医療従事者研修会（1回）を開く。
- ウ 結核医療公費負担事務（感染症診査協議会結核部会を含む）
適切な公費負担事務を行う。
- エ 服薬支援事業（DOTS事業）
在宅で療養する結核患者の服薬を支援することにより、治療の中断・多剤耐性結核の発生を防ぎ、治療成功率の向上をめざす。

なお、訪問服薬支援については、訪問看護ステーションへの業務委託を積極的に活用する。

オ 患者管理

服薬支援、管理検診及び接触者検診を計画的に実施し、管理を徹底して結核のまん延を阻止する。

カ コホート検討会

結核対策の充実をめざし、服薬支援の評価・見直しのためのコホート検討会（圏域・県合同）を開催する。

（５）難病患者支援事業

【根拠法令等：公衆衛生局長通知、保健医療局長通知、児童福祉法】

難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、保健所を中心として地域の医療機関等と連携を取り、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対して適切な在宅療養支援を行う。

ア 特定疾患治療研究事業

原因が不明であり治療方法が確立していないいわゆる難病に対して、治療方法についての研究を促進するとともに、患者の医療費の負担を軽減するための特定疾患医療給付事務を行う。

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に関する医療費の給付を行う。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の置かれている特別な立場にかんがみ、精神的、身体的不安を解消するため、その患者の医療保険等の自己負担分を公費負担する。

エ 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者の抱える問題は複雑、多様であるため、個別の患者の支援及び患者グループ支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者の生活の質の向上を図る。

（ア）医療相談会

年５回程度、在宅療養生活の質向上を目的として療養生活の工夫や体験談を中心とした相談会や専門医等による講演会、患者交流会等を実施する。

（イ）訪問相談事業

難病の中でも特に医療依存度が高く、症状が確実に進行することから困難な療養生活を強いられる筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者及びその家族並びに医療相談会に参加できない要支援難病患者及びその家族が抱える日常生活、療養上の悩みについて、保健師等の訪問により支援を行う。

（ウ）神経難病等在宅支援連絡会

在宅療養中のALS等の神経難病患者等の在宅療養の質向上のため、広域で検討の必要がある事項が発生した場合、関係者会議を実施する。

また、難病患者の在宅療養支援のために、ヘルパー等家族以外の者が痰等の吸引を行う際の「吸引研修」を医療機関等が主体で実施する場合、支援を行う。

（６）ウイルス性肝炎患者支援事業

【根拠法令：肝炎対策基本法、肝炎治療特別推進事業実施要綱、肝炎治療特別推進事業実施要綱】

ア インターフェロン治療費助成事業

B型肝炎、C型肝炎のインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者が医療機関での治療を受けやすい体制をつくり、将来の肝硬変、肝臓がんの予防及び肝炎の感染防止、県民の健康保持・増進を図る。

イ 肝炎ウイルス検診事業

県民の肝炎ウイルス検診の受診機会及び利便性を高めることで肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療を推進する。

平成20年度より検診機会を広げるため医療機関でも無料で肝炎ウイルス検査を受診できるようになった。

(7) 原爆被爆者支援事業

【根拠法令：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律】

原子爆弾の投下により生じた放射能に起因する健康被害は、他の戦争被害とは異なることから、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を行う。

なお、平成20年4月に原爆症の認定基準の見直しが行なわれたことから、これらの相談について適切に対応する。

- ア 健康手帳の交付
- イ 健康診断の実施
- ウ 各種手当の認定及び支給
- エ 介護保険等利用料助成
- オ 健康相談の実施

3 健康増進事業・生活習慣病対策事業

(1) 「健康づくり文化」創造事業

【根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法】

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

ア 生活習慣病予防サポーター養成事業

地域や各種団体等の健康づくり事業等で普及啓発を実施する生活習慣病予防サポーターを育成し、県民一人ひとりがそれぞれに生活習慣病予防に率先して取り組める環境を整備する。

○運動サポーター養成事業

新規養成：1コース3回

○禁煙サポーター養成事業

新規養成：1コース3回

スキルアップ：1コース1回（平成20年度禁煙サポーター養成講座修了者）

イ 健康づくり事業担当者会議の開催

市町健康づくり施策推進のための支援の一環として、住民への効果的な普及啓発のあり方や運動習慣の定着のための環境整備のあり方等について検討する。（年1回）

ウ 健康づくり応援施設（団）支援事業

「運動」「食事」「禁煙」について、県民の健康づくりを支援する施設又は店舗、団体等を認定し、その取組みの情報発信を通して地域における健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。

エ 禁煙支援事業

受動喫煙防止対策の普及啓発と県民の安全で快適な生活環境を実現するため、「世界禁煙デー関連イベント（中部医師会・中部歯科医師会・鳥取県薬剤師会中部支部と共催）」の開催等さまざまな機会を通して普及啓発事業を実施する。

オ 「わが社の健康づくりモデル事業」の効果的実施に係る支援

中部圏域モデル事業所の健康づくり目標の達成に向けて、効果的に事業を推進できるよう事業者との連携を図りながら、個別支援・グループ支援等の技術的支援を行う。（3か年事業の2年目）

(2) 栄養改善事業

【根拠法令：健康増進法、食育基本法】

関係機関との連携による食育に関する普及啓発の実施及び地域における食育・栄養改善事業の推進を図るための人材育成、地区組織の育成支援等を行う。

ア 食育支援事業

○中部地区「健康を支える食文化」実践チーム検討会の開催

「健康づくり文化創造プラン」の栄養・食生活分野及び「食のみやことっとり～食育プラン～」の推進を図るため、関係機関との協働や連携等推進体制のあり方について検討する。（年3回）

○「食育月間」における食育イベントの実施

○食育キャンペーン等の実施

イ 食育担当者研修事業

地域等で食育を担当する指導者等を対象に、相互の情報交換・連携強化を目的とした研修を実施する。(年3回)

ウ 栄養改善指導事業

○個別巡回指導

病院・診療所立入検査、児童福祉施設行政監査の同行際等に、食事摂取基準等に基づき栄養管理指導を実施する。

○給食施設関係者研修会

栄養士のいない施設の給食関係者に対し、個別巡回指導において把握した課題等に対応するための研修会を必要に応じて開催し、関係者の資質向上を図る。

エ 専門的栄養指導

専門的技術及び知識を必要とする栄養指導(難病患者、先天性代謝疾患である者等に対する栄養指導)を行う。

オ 管内行政栄養士業務検討会の開催

県民に対する直接的な健康増進業務を担っている市町に対し、栄養改善業務が円滑に実施できるよう専門的・技術的支援、広域調整等を行う。(年3回)

カ 倉吉支部食生活改善推進員連絡協議会の活動支援

地域において、健康づくり及び食生活改善指導の取組みを行っている食生活改善推進員に対し、その活動に対する助言や人材育成のための研修会を開催する。

(3) 歯科保健事業

【根拠法令：健康増進法・地域保健法】

鳥取県8020運動の目標達成に向けて、県民への普及啓発及び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。

ア 地域歯科保健推進協議会

中部地域において、8020運動の目的達成を目指して、歯科保健施策を総合的かつ効果的に推進するための検討を行う。(年2回)

イ 地域歯科保健関係者研修会

地域歯科保健の推進を担う人材を育成するため、医療関係者、地域保健関係者、教育関係者、福祉関係者等歯科保健に携わる者を対象に、「乳幼児から学齢期における咀嚼能力の向上」「高齢者の口腔機能向上」をテーマとして開催する。(年2回)

ウ 8020推進員養成事業

県民に歯周病予防のために必要な正しい情報とセルフケアが伝達できる地域歯科保健サポーターを養成し、地域歯科保健の向上を図る。

○新規養成：1コース2回×2コース(生活習慣病予防コース・専門職コース)

○スキルアップ：1コース×1回(平成20年度8020推進員養成講座修了者)

○たよりの発行：福祉保健局ホームページ等を活用

エ フッ化物洗口普及啓発のための技術的支援事業

幼児期のう蝕予防のため、市町が保育所・幼稚園でモデル的に実施する健康教育及びフッ化物洗口事業の実施に対し、技術的支援を行う。

オ 歯科保健従事者業務検討会の開催

地域歯科保健に携わる歯科衛生士に対して、中部地域の現状と課題等の情報交換を行うことにより、歯科保健対策の効果的な推進を図る。(年2回)

(4) 特定健康診査・特定保健指導実施体制の整備

【根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律】

ア 特定健康診査・特定保健指導担当者会議

生活習慣病対策の円滑な移行と効果的な実施体制のあり方等について、医療保険者が現状や課題を共有し、具体的推進方策について協議する。(年2回)

4 母子保健事業

【根拠法令：母子保健法、発達障害者支援法、児童虐待防止法、障害者自立支援法】

(1) 発達障害児支援に関する意見交換会

市町における発達障害児とその保護者の支援、ライフステージで切れ目のない一貫した支援体制の整備に向けて検討する。(県子ども発達支援室と共催)

(2) 乳幼児すこやか発達相談事業(発達クリニック)

市町で行われる乳幼児健診で発達の遅れが疑われる乳幼児に対して、脳神経小児科医師による健康診査や発達相談・育児支援を行い、その結果を市町及び医療機関・療育機関等適切な発達支援機関へつなぎ、健全な発達を促す。(月1回：予約制)

(3) 未熟児等訪問指導事業

発達上のリスクや育児不安が大きい出生体重2,000g以下等の未熟児とその保護者に対して、保健師が訪問指導により子育て支援や必要な助言指導を行う。

また、訪問指導の状況について、市町及び必要に応じて医療機関・療育機関につなぎ、切れ目のない支援が行えるようにする。

(4) 女性の健康づくり支援事業(女性健康支援センター)

女性がそのライフサイクル(思春期から更年期まで)に応じて健康管理ができるよう、保健師による面接・電話相談を実施し、生涯を通じた女性の健康づくりを支援する。

(5) 母子保健事業関係機関連絡会(児童虐待防止対策事業)

母子保健事業や産婦人科医療に携わる関係者が、若年妊産婦やひとり親家庭などハイリスク家庭への早期介入等により児童虐待を未然に防ぐための関係機関の連携のあり方について具体的推進方策等を協議する。(年1回)

(6) 不妊治療費等支援事業

次世代育成の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する経費の一部を助成(2回/年度、上限各15万円)する。

(7) 医療給付

ア 養育医療(母子保健法)

未熟児は生理的に未熟なため疾病にかかりやすく死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため医療を必要とする未熟児に対し、医療費の給付を行う。

イ 自立支援医療(育成医療)(障害者自立支援法)

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すとみられる疾患がある児童で、治療によって確実なる効果が期待できるものに対し、医療費の給付を行う。

5 地域ケアネットワーク推進(地域リハビリテーション)事業

【根拠法令：厚生省老人保健福祉局長通知、介護保険法】

障害があっても、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域づくりの実現を目指し、生活機能の向上、自立支援を重視した地域リハビリテーションサービスを提供する体制を整備する。

ア 中部圏地域リハビリテーション連絡協議会(仮称)の開催

高齢者や障害者が安心していきいきと暮らすことのできる地域づくりを目指し、まずは医療と福祉の連携(多職種連携)のための方策を協議する。(年2回)

イ 中部圏地域リハビリテーション支援センターの活動支援

○事業検討会の開催(年2回)

○地域づくりしよいやの会(全体会・戦略会議・ワーキンググループ)の企画・運営支援

6 認知症対策事業

【根拠法令：介護保険法】

認知症高齢者及び家族の地域支援体制を整備し、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

- ア 「認知症疾患医療センター運営事業（倉吉病院）」の円滑な実施に向けての支援
 - 事業検討会への参画
- イ 「認知症早期発見・医療体制整備事業」（中部医師会委託）への協働企画
 - 事業検討会の開催
 - ・中部医師会担当理事、認知症診療サポート医とともに事業計画を立案
 - かかりつけ医認知症対応力向上研修会の企画・運営に係る技術的支援
- ウ 認知症フォーラムの開催
 - 認知症にやさしい地域づくりのため、一般県民に対する認知症への理解を普及啓発するため、フォーラムを開催する。（市町事業との共催を検討）
- エ 関係職種連携強化
 - 市町や関係機関における認知症対策事業の推進に対する支援
 - 倉吉市（モデル市）における「認知症対策連携強化事業」の活動支援を行う。
 - 地域包括支援センターの連絡会の開催（福祉企画課介護保険係との共催）

7 元気な若者の自立支援事業について

平成18年度から地域で思春期の子どもたちにさまざまな取組みを行っている関係団体と共に、「心身ともに元気な若者を育てる協働」の仕組みづくりに取り組むための若者サポートチームを立ち上げ、協働事業の実施・連携体制の構築等の検討を行った。

その一つとして、若者の本音を聞き自立に向けた事業を模索検討する等の目的で、平成19年7月から毎月第1・第3土曜日にパープルタウン内に「おしゃべり空間」を開設した。

また、平成20年4月から、思春期ピアカウンセラーを定期的に配置し、聞き出した意見を若者サポートチーム内で共有・検討している。